

## 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

制 定 平成 18 年 1 月 24 日 福子施第 248 号 (事業本部長決裁)  
最近改正 令和 4 年 1 月 1 日 ここ施第 870 号 (局長決裁)

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づく保育所の設置の認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

#### (定員)

第 2 条 保育所の認可定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1 歳児から 5 歳児までの各年齢の定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

2 保育所の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合には、この限りではない。

3 保育所の認可定員及び利用定員を減少するときは、原則として過去 2 年間における保育所の利用状況を考慮して定員を定めるものとする。

#### (建物の構造)

第 3 条 認可基準条例第 5 条第 2 項を満たす保育所を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）

#### (建物・設備基準)

第 4 条 保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号））、認可基準条例、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

#### (1) 基準設備・面積等

設備区分	基準
医務室	静養できる機能を有すること。 事務室等との兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積とする。

	認可基準条例第 42 条第 4 号に定める「市長が特に認めた場合」とは、屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合又はプール遊び等のできる場所を確保する場合とする。
調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。

この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

- ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140cm の空間を確保したものを除く。）
- ウ 手洗い器
- エ ピアノ

(2) 機能充実等のための付加的設備

施設整備に当たっては、機能充実等のために、可能な限り次のような設備、スペース等を確保するように努めること。

- ア 子育て相談のためのスペース
- イ 一時保育のためのスペース
- ウ 地域子育て支援のためのスペース（食事室との兼用も可とする。）

(3) 遊具等

保育室及び屋内遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

（屋外遊戯場の基準面積の緩和を受ける場合の要件）

第 5 条 前条第 1 号に規定する「屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に認可基準条例に規定する広さの屋外遊戯場を設けることが困難であること。
- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該保育所から児童の歩行速度で概ね 5 分程度の範囲内で到着できる距離に 1 か所以上あること。
- (3) 公園、広場、寺社境内等が、認可基準条例に規定する面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第 3 号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、保育所による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

2 前条第 1 号に規定する「プール遊び等のできる場所を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ただし、市長が特に認める場合は、第 1 号の要件の適用を除外することが出来る。

- (1) 駅から概ね 300m以内に設置される保育所であること。
- (2) 前項各号の要件を満たすこと。
- (3) プール遊び等ができる場所を、当該保育所の近接地、バルコニー、屋上等に概ね 30 m<sup>2</sup>確保すること。
- (4) 屋外活動や移動の安全を確保するため、第 8 条に定める保育士配置基準に追加して人員を配置すること。
- (5) 事業計画段階において「屋外活動に関する計画書」を、運営開始までに「屋外活動マニュアル」を作成し、実践すること。

(屋上に屋外遊戯場を設ける場合の基本方針)

第 6 条 耐火建築物においては、用地が不足するなど地上に利用可能な場所がない場合に限り、建物の屋上を屋外遊戯場として利用することができる。ただし、屋上に屋外遊戯場を設ける場合には、認可基準条例第 42 条第 5 号の規定によるほか、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
  - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
  - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
  - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
  - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
  - オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。
  - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。
  - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

(分園の設置)

第 7 条 「市有地等貸付による保育所分園の整備について（平成 16 年 3 月 4 日副市長決裁）」及び「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号）に定める要件を満たす場合、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に分園を設置することができる。

2 分園を設置しようとする者は、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

(職員配置基準等)

第 8 条 職員配置等については、次の基準によらなければならない。

(1) 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、常時（1日6時間以上かつ月 20 日以上を基本とする勤務をいう。）実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者（他の施設の施設長又は職員との兼務などは、無給であっても認められない。）であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。

なお、小規模保育所及び夜間保育所の施設長は、保育士の資格を有する者であること。

また、新たに設置認可を受けた保育所については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後 3 年間は施設長を変更しないこと。

(2) 保育士

ア 保育士配置基準

保育士の数は、認可基準条例第 44 条第 2 項の規定を満たすものとする。ただし、横浜市で保育を実施する上で望ましい保育士の配置基準は、0 歳児 3 人につき 1 人以上、1 歳児 4 人につき 1 人以上、2 歳児 5 人につき 1 人以上、3 歳児 15 人につき 1 人以上、4 歳以上児 24 人につき 1 人以上とする。

イ 保育士配置数の算出方法

保育士の数は、年齢別児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点 1 位（小数点 2 位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(3) 調理員

ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）に定める要件に適合する場合は調理業務を委託することができる。

イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、利用定員 40 人以下の保育所については 1 人以上、利用定員 41 人以上 150 人以下の保育所については 2 人以上、利用定員 151 人以上の保育所については 3 人以上とする。

ウ アの規定により、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

（保育時間・休園日）

第 9 条 保育所は原則として、保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（8 時間）と、保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（11 時間）を確保するため、1 日 11 時間以上開所とする。ただし、横浜市民間保育所等用地等貸付要綱（平成 9 年 12 月 4 日福保推第 239 号）により、市有地等の貸付を受けて設置された保育所は原則 1 日 13 時間以上の開所とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条及び第 3 条に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではない。

（保育内容）

第 10 条 保育所における保育は、次の各号に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 保育所の運営は、確認基準条例に基づき実施すること。
- (2) 保育所の保育は、「保育所保育指針」に基づき実施すること。
- (3) 本市が策定した「今後の重点保育施策（方針）」（平成 15 年 7 月）及び「今後の重点保育施策の推進策に関する報告書」（平成 15 年 9 月）の施策について、積極的な取り組みがなされるよう努めること。
- (4) 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- (5) 保育所は、認可基準条例第 47 条及び横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日こ保運第 3683 号）の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審し、公表すること。ただし、本市補助金を受けて設置した保育所については、運営開始後 3 年以内に福祉サービス第三者評価を受審し、公表しなければならない。

(名称)

第 11 条 保育所の名称は、既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

第 2 章 社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可

(審査基準)

第 12 条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の法人から、保育所の設置認可に関する申請があった場合における児童福祉法第 35 条第 5 項に規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

(1) 児童福祉法第 35 条第 5 項第 1 号に定める「当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア、イ及びウのいずれも満たすものであること。

ア 原則として、保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与若しくは使用許可を受け、又は第 16 条及び第 17 条に規定されている要件を満たしていること。

イ 保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、第 19 条に規定する申請時点で直近 3 年以上連続して損失を計上している場合若しくは第 18 条に規定する協議時点で直近の 2 年連続して損失を計上している場合（協議時点で前年度決算が確定していない場合に限る。）又は法人及びその代表者等が公租公課を滞納している場合は、少なくとも財務内容が適正であることには当たらないこと。

(2) 児童福祉法第 35 条第 5 項第 3 号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当するものであること。

ア 施設長等については、保育所等（保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。）において 2 年以上の勤務経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

イ 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。）に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含むこと。

(認可の条件)

第 13 条 社会福祉法人等以外の法人に対して保育所の設置認可を行う場合は、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

(1) 認可基準条例の規定及び保育所の健全な経営を維持するために設置者に対して必要な報告を求めた場合、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

(4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、厚生省児童家庭局長通知（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号。以下「295 号通知」という。）

の別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書についても、作成すること。

(5) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（既設保育所に対する指導）

第14条 この要綱の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の法人については、市長は前2条に掲げる基準等を満たすよう指導しなければならない。

第3章 不動産の貸与を受けて設置する保育所の特例

（不動産の貸与を受けて設置する保育所の設置認可の基本方針）

第15条 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるために、次条及び第17条の要件を満たすものでなければならない。

（地上権・賃借権の登記）

第16条 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合に、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体である場合

（その他）

第17条 その他、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(2) 社会福祉法人以外の法人が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合、前号の財源とは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、②の額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。

第4章 設置認可等の手続

(事前協議)

第18条 保育所を設置しようとする者は、事業計画書を添付した「保育所設置認可事前協議書(第1号様式)」を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときは、児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第6項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を「児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(採択通知)(第2号様式)」又は「児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(不採択通知)(第3号様式)」書面により通知するものとする。

(設置認可申請)

第19条 前条の協議の結果を踏まえ保育所を設置しようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第2項に基づき、「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置認可・確認申請書(第4号様式)」に必要な書類を添付して、市長に設置認可の申請をするものとする。

(設置認可)

第20条 市長は、前条の規定に基づき申請された保育所の設置認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可する場合は「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置認可・確認通知書(第5号様式)」により、申請者に通知するものとする。

3 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可しない場合は「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置不認可・確認することができない旨の通知書(第6号様式)」により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第21条 認可内容のうち特に運営に大きく関わる事項(定員、施設規模等)の変更をしようとする者は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

2 認可内容の変更をしようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第5項及び第6項並びに第50条の2に基づき「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設認可・確認内容変更届(第7号様式)」に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届(第1号様式)」をもって、これに変えることができる。

(廃止又は休止に関する協議)

第22条 保育所の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

2 建物等について国又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第23条 保育所を廃止又は休止しようとする者は児童福祉法施行規則第38条第2項に基づき、前条に定める協議後、「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)承認申請書(第8号様式)」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)承認通知書(第9号様式)」により、承認しない場合は「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)不承認通知書(第10号様式)」により、申請者に通知するものとする。

る。

## 第5章 確認等の手続

### (確認等の手続)

第24条 子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条、第35条の規定に基づく確認の申請及び確認内容の変更に関する手続は、第19条から第21条の規定を準用し、同法第36条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第4章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

## 第6章 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の特例

### (乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の設置認可の基本方針)

第25条 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所（以下「認可乳児保育所」という。）を設置する場合、認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該認可乳児保育所により保育の提供を受ける乳幼児について、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き教育又は保育が継続的に提供されるよう、当該認可乳児保育所の卒園後の進級先を確保しなければならない。

### (保育所、幼稚園又は認定こども園との連携)

第26条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、前条に規定する卒園後の進級先を確保する手段として、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならない。

- (1) 当該認可乳児保育所により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- (2) 互いの施設の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放する、集団保育を通じた児童同士の関係作りを行うなど、日頃から交流を図ること。

2 次に掲げる各号に該当することとなる場合は、前項の規定は適用しない。

- (1) 当該認可乳児保育所が、第21条に定める手続により、認可定員及び利用定員を小学校就学の始期に達する年齢まで定めることに変更することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
- (2) 当該認可乳児保育所が別に存する本体となる保育所の分園となることにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
- (3) 当該認可乳児保育所を本体となる保育所として、別に分園を設置することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合

### (事前協議)

第27条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該保育所の卒園後の進級先の確保の手段について、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

## 第7章 事業改善措置等

### (設置者に対する措置)

第28条 市長は、保育所の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 児童福祉法第46条第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「児童福祉施設（保育所）の改善の勧告（命令）について（通知）（第11号様式）」により、設置者に通知するものとする。
- (2) 児童福祉法第46条第4項の規定に基づく事業の停止の命令を「児童福祉施設（保育所）の事業の停止命令について（通知）（第12号様式）」により、設置者に通知するものとする。

(3) 児童福祉法第 58 条第 1 項の規定に基づく認可の取消しを「児童福祉施設（保育所）の認可の取消しについて（通知）（第 13 号様式）」により、設置者に通知するものとする。

2 市長は、保育所の設置者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 39 条第 1 項に基づく勧告又は同条第 4 項に基づく命令

(2) 子ども・子育て支援法第 40 条第 1 項に基づく認可の取消し

#### 第 8 章 その他

(その他)

第 29 条 保育所の設置認可に関して必要な事項は、この要綱及び次に掲げる通知等によるほかこども青少年局長が別に定める。

(1) 小規模保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 296 号）

(2) 夜間保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号）

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 24 日から施行する。ただし、第 30 条の改正規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。ただし、第 7 条、第 11 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する保育所及び平成 25 年 3 月 31 日までに設置認可される保育所については、当分の間、この要綱による改正後の横浜市民間保育所設置認可等要綱第 6 条第 1 号に定める乳児室又はほふく室の基準設備・面積等は、同号中「3.3 m<sup>2</sup>」とあるのは「2.475 m<sup>2</sup>」とする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 8 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 第 25 条及び第 26 条の規定は、施行日以降に、設置認可及び確認の申請を行う認可乳児保育所について適用される。

ただし、当分の間、卒園後の進級先を確保しないことができる。

なお、この要綱の施行の際現に存する認可乳児保育所についても、第 25 条及び第 26 条の趣旨に基づき、連携施設を確保することができる。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

第 12 号様式 削除

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地  
法 人 名  
代 表 者 職 氏 名

児童福祉施設（保育所）設置認可事前協議書

児童福祉施設（保育所）の設置認可について、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第18条第1項の規定に基づき、事業計画書を添えて事前協議します。

開所年度	年 月開所
------	-------

区分	事業名
	自主財源整備事業
	建設費補助事業
	内装整備費補助事業
	横浜保育室認可移行支援事業

※ 希望する事業の区分に○をしてください。

区分	整備手法
	新設
	分園整備
	増床・増築・改修

※該当の整備手法に○をしてください。

保育所の設置場所		地番
		住居表示

事業計画書：別紙のとおり

連絡先

担当部署		担当者名	
電話番号		F A X 番号	
担当 E メールアドレス			
設計事務所名		登録番号	号
設計担当		登録番号	号
電話番号		F A X 番号	
担当 E メールアドレス			
本市での保育所設計実績	[ ]有 [ ]無 (他都市での保育所設計実績[ ]有 [ ]無)		

(第2号様式)

第 号  
年 月 日

法 人 名  
代 表 者 職 氏 名 様

横浜市長 印

児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(採択通知)

年 月 日に協議のありました、児童福祉施設(保育所)の設置認可について、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第18条第2項及び〇〇〇〇〇補助要綱第〇条※に基づき審査した結果、別紙のとおり採択することとなりましたので通知いたします。

つきましては、次の事項を遵守のうえ、同封した実施応諾書を次に定めた期限までに提出してください。

1 提出書類

実施応諾書(添付の指定様式)

2 提出期限

年 月 日( )までに、下記担当者までご提出ください。

※ 期日までに提出いただけない場合は、今後本市が行う保育施設等の整備事業への申請を受け付けることができない場合があります。

3 遵守事項

4 その他

事業実施にあたっての諸条件を同封します。実施応諾書の提出にあたっては、諸条件の内容を十分確認のうえ、提出してください。

(担当)

※自主整備事業の場合は下線部を削除すること

(別紙)

補助事業※	
認可予定年月日	年 月 日
事業開始予定年月日	年 月 日
申請区分	
施設種別	
施設名称(仮称)	
設置者	
定員	人
所在地(地番・住居表示)	

※自主整備事業の場合は項目を削除すること

(第3号様式)

第 号  
年 月 日

法 人 名  
代 表 者 職 氏 名 様

横浜市長 印

児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(不採択通知)

年 月 日に協議のありました、児童福祉施設(保育所)の設置認可について、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第18条第2項及び〇〇〇〇〇補助要綱第〇条※に基づき審査した結果、次のとおり不採択となりましたので通知いたします。

1 申請物件

申請区分	
施設種別	
施設名称(仮称)	
設置者	
定員	人
所在地(地番・住居表示)	

2 不採択理由

(担当)

※自主整備事業の場合は下線部を削除すること

(第4号様式①-1)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地  
法 人 名  
代 表 者 職 氏 名

児童福祉施設（保育所）及び特定教育・保育施設の設置認可・確認申請書

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の関係規定に基づき、認可及び確認について、申請します。

また、子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設としての確認を申請するにあたり、同法第40条第2項に規定する申請することができない者に該当しないことを誓約します。

1 申請に係る施設の概要

教育・保育施設の種類	
名称	
所在地	

2 手続内容（該当の手続き内容に○）

該当	手続内容	根拠法
	新規の設置認可申請	児童福祉法第35条第4項
	新規の確認申請	子ども・子育て支援法第31条第1項

3 事業開始年月日

年 月 日

4 添付書類

別添一覧表のとおり

申請に係る概要

項 目									
設置者	名称								
	主たる事務所の所在地								
	代表者	職名・氏名							
		住所							
		生年月日							
担当者・電話番号									
定員	区分	合計	3号			2号			
			満1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	利用定員								
		小計			小計				
	認可定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要		別添							
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態		別添							

(第4号様式②-1)

確認変更申請書（定員の増加）（特定教育・保育施設）

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(設置者)

法人名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第32条第1項の規定により、裏面のとおり確認内容の変更（定員の増加）を申請します。

申請に係る概要（規則第31条）

対象施設	教育・保育施設の種類							
	名称							
	所在地							
設置者	名称							
	主たる事務所の所在地							
	代表者	職名・氏名						
		住所						
		生年月日						
担当者・電話番号								
利用定員	区分	合計	3号			2号		
			満1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	変更前							
	変更後							
	変更年月日	年 月 日						
	利用定員を増加しようとする理由							
建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	別添							
当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	別添							

法 人 名  
代 表 者 職 氏 名 様

横浜市長 印

児童福祉施設（保育所）及び特定教育・保育施設の設置認可・確認通知書

年 月 日に申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇〇〇〇」の設置につきましては、次のとおり通知します。

【通知内容】

該当	通知内容	根拠法
	設置認可	児童福祉法第35条第4項
	確認	子ども・子育て支援法第31条第1項

認可・確認内容は別紙を参照してください。

なお、運営にあたっては以下、遵守事項に記載する事項を遵守してください。

1 最低基準の向上

職員、設備、保育内容等について、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を遵守すると共に、常にその設備及び運営を向上させてください。また、同条例が規定する基準を維持するために必要な報告を求めた場合には、これに応じてください。

2 運営に関する費用の弾力運用

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号）及び「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱」（平成23年3月31日こ保運第3380号）等を遵守してください。

なお、新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、概ね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、府子本第254号・雇児発0903第6号通知の1の（4）及び（5）に関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取り扱いが認められます。

3 適正な会計処理

- 認可基準条例の規定及び保育所の健全な経営を維持するために設置者に対して必要な報告を求めた場合、これに応じてください。
- 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けてください。
- 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成してください。

4 認可・確認の取消し

保育所の運営が著しく適正を欠くと認められるときは、事業の停止及び認可・確認の取消を行うことがあります。

5 業務管理体制の届け出について

特定教育・保育施設の設置者は、子ども・子育て支援法第33条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう業務管理体制を整備するとともに、同法第55条第2項の区分に応じて、同法施行規則第43条のとおり遅滞なく届け出る必要があります。未だ届け出ていない場合は、届け出てください。

6 登録内容と変更について

申請した内容に変更が生じる場合は所定の方法により手続をとってください。

7 その他

施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応してください。

(担当)

(注)社会福祉法人への認可確認通知書の場合は、3(2)(3)を削除すること。

(別紙)

1 概要

設置認可・確認年月日	年 月 日
事業開始年月日	年 月 日
施設種別	保育所
施設名称	
設置者	
代表者	
施設長	
規模（延床面積）	m <sup>2</sup>
所在地	

2 認可・利用定員

認可定員			利用定員				
0歳	人	人	3号 認定	1歳未満	人	人	人
1歳	人			1歳	人		
2歳	人			2歳	人		
3歳	人		2号 認定	3歳	人	人	
4歳	人			4歳	人		
5歳	人			5歳	人		

(第5号様式②)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

確認変更通知書（定員の増加）（特定教育・保育施設）

年 月 日に申請のあった特定教育・保育施設の確認内容の変更（定員の増加）については、以下のとおり内容を変更したことを通知します。

- 1 施設区分
- 2 施設所在地
- 3 施設名
- 4 利用定員

		変更前			変更後		
3号 認定	1歳未満	人	人	人	人	人	人
	1歳	人			人		
	2歳	人			人		
2号 認定	3歳	人	人	人	人	人	
	4歳	人			人		
	5歳	人			人		

- 5 変更日  
年 月 日

- 6 その他  
申請内容に変更が生じる場合は所定の方法により手続をとってください。

(担当)

(第6号様式)

横浜市 指令第 号

年 月 日

法 人 名  
代表者職氏名 様

横浜市長 印

児童福祉施設（保育所）及び特定教育・保育施設の  
設置不認可・確認することができない旨の通知書

年 月 日付で申請のありました児童福祉施設（保育所）及び特定教育・保育施設「〇〇〇  
〇保育園」については、次のとおり通知します。

1 通知内容

該当	通知内容	根拠法
	設置不認可	児童福祉法第35条第9項
	確認することができない	子ども・子育て支援法施行規則第31条

2 認可しない・確認できない理由

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)

(第6号様式②)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

確認変更することができない旨の通知書（特定教育・保育施設）

年 月 日に申請のあった特定教育・保育施設の確認内容の変更については、以下のとおり認められないので通知します。

1 施設区分

2 施設所在地

3 施設名称

(施設番号： )

4 認められない理由

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)

(第7号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地  
法 人 名  
代 表 者 職 氏 名

児童福祉施設（保育所）及び特定教育・保育施設認可・確認内容変更届

児童福祉法及び子ども・子育て支援法関係規定に基づき、認可内容及び確認内容の変更について届け出ます。

1 施設名称

2 施設所在地

3 変更年月日

年 月 日

4 変更届出事項

別紙のとおり

5 変更理由

6 添付書類

別添のとおり

7 (届出遅延の場合) 遅延理由

-----  
【変更届出の場合の処理欄（横浜市記入欄）】

※「受付日」は全ての必要書類が揃った日、  
「確認日」は部内において変更内容に問題がないことが確認できた日  
(=文書決裁日)とする。

受付日※

内容変更確認日※

(別紙)

1 変更を届け出る事項 (定員以外)

(変更事項に○)	変更事項	変更内容	
	施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地	変更前	名称： 種類： 所在地
	設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	変更前	設置者の名称： 事務所の所在地： 代表者氏名： 職名：
	設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等		別添、定款等（インターネットを利用して閲覧できる場合は、アドレスを記載した書類）の写し（変更後）のとおり
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	変更前	敷地面積： 建築面積： 延床面積 建物構造： その他（所有関係等）：
	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	変更前	氏名：
	運営規程		別添、運営規程の写し（変更後）のとおり
	当該申請に係る事業に係る施設型給付費等の請求に関する事項		別添、付表（変更前・後）のとおり

	当該施設の役員の氏名、 生年月日及び住所	別添、役員一覧（変更後）のとおり
--	-------------------------	------------------

2 認可定員変更の届出

	変更前		変更後	
0歳	人	人	人	人
1歳	人		人	
2歳	人		人	
3歳	人		人	
4歳	人		人	
5歳	人		人	

3 利用定員変更の届出

区分		変更前		変更後		
3号認定	1歳未満	人	人	人	人	人
	1歳	人		人		
	2歳	人		人		
2号認定	3歳	人	人	人	人	人
	4歳	人		人		
	5歳	人		人		

(第8号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地  
法 人 名  
代 表 者 職 氏 名

廃止  
児童福祉施設（保育所） 承認申請書  
休止

廃止

このたび、児童福祉法第35条第11項の規定により、児童福祉施設（保育所）〇〇〇〇〇を したい  
休止  
ので、必要書類を添えて承認申請します。

- 1 廃止（休止）したい理由
- 2 入所させている者の処置
- 3 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分について  
休止しようとする者にあつては休止の予定期間

(第9号様式)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

法 人 名  
代 表 者 職 氏 名 様

横浜市長 印

廃止  
児童福祉施設（保育所） 承認通知書  
休止

年 月 日に申請のありました児童福祉施設（保育所）〇〇〇〇の 廃止  
休止 について  
ては、児童福祉法施行規則第38条第3項に基づき承認します。

1 施設名称

2 廃止・休止年月日

(担当)

(第10号様式)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

法 人 名  
代 表 者 職 氏 名 様

横浜市長 印

廃止  
児童福祉施設（保育所） 不承認通知書  
休止

年 月 日に申請のありました児童福祉施設（保育所）〇〇〇〇の 廃止  
休止 について  
では、次の理由により不承認と決定いたしましたので通知します。

1 承認しない理由

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)

(第 11 号様式)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

児童福祉施設（保育所）の改善の勧告（命令）について（通知）

児童福祉法第 46 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり児童福祉施設（保育所）〇〇〇〇の必要な改善を勧告します（命じます）。

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)

(別紙)

施 設 名 称	
設 置 者	
代 表 者	
所 在 地	
内 容	

(第 12 号様式)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

児童福祉施設（保育所）の事業の停止命令について（通知）

児童福祉法第 46 条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり児童福祉施設（保育所）〇〇〇〇の事業の停止を命じます。

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)

(別紙)

停 止 期 間	
施 設 名 称	
設 置 者	
代 表 者	
所 在 地	
理 由	

(第 13 号様式)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

児童福祉施設（保育所）の認可の取消しについて（通知）

児童福祉法第 58 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり児童福祉施設（保育所）〇〇〇〇の設置の認可を取り消します。

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)

(別紙)

取 消 年 月 日	
施 設 名 称	
設 置 者	
代 表 者	
所 在 地	
理 由	